

令和5年5月13日

保護者の皆様

小金井市立南小学校  
校長 檀原 延和

## 新型コロナ5類移行を受けた対応について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

すでに、4月からマスクを着用しないことを基本としておりますが、5月8日に新型コロナウイルス感染症が、5類感染症になったことを受け、下記のように対応していくこととします。

なお、手洗いや咳エチケットの指導、2方向換気などの基本的な感染症対策については、引き続き取り組んでいきます。また、今後、感染が拡大した場合には、活動場面に応じて一時的に措置を講じることもありますので、ご承知おきください。

### 記

#### 1 朝の健康観察、記録について

お子様の朝の健康観察は、これまで通り続けてください。ただし、健康記録カードへの記録や提出の必要はありません。（変更）

#### 2 出席停止の扱い

- (1) コロナに感染したことが確認された場合は、出席停止となります。（変更なし）
- (2) コロナに感染したことが確認されていない場合は、原則として出席停止の対象とはなりません。（変更）

#### 3 出席停止期間

- (1) コロナ感染が確認された児童の登校基準が「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となり、期間が短縮されました。（変更）
- (2) 季節性インフルエンザは、「発症より5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過すること」が登校基準です。（変更なし）

#### 4 再登校時に必要な届（変更なし） ※ 用紙はHPからダウンロードいただけます。

- (1) コロナに感染して出席停止になった児童が再登校する時、保護者が記載する「新型コロナウイルス感染症による欠席・再登校届」の提出をもって再登校ができます。医師による「登校許可証明書」は不要です。（発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨）
- (2) 季節性インフルエンザについても再登校する時、保護者が記載する「インフルエンザ様症状による欠席・再登校届」の提出をもって再登校ができます。医師による「登校許可証明書」は不要です。

以上

【この件に関する問い合わせ】

副校長 長谷川 海洋  
電話042-383-1149